

改正

平成29年4月1日
平成30年4月1日
平成31年4月1日
平成31年4月1日第9121号
令和2年4月1日第9185号
令和2年4月1日第9248号
令和3年4月1日第9377号
令和3年6月7日第9417号
令和4年4月22日第04—21号

医学部履修修了認定に関する細則（平成29年度以前入学者）

- 1 関西医科大学学則第13条に規定する授業科目等の履修修了認定に関する規則を、以下のとおり定める。
- 2 遅刻に関する取り扱いは、次のとおり定める。
 - (1) 授業における遅刻の取り扱いは、授業開始時刻から授業開始15分以内とする。授業開始15分を経過した場合は、欠席とする。
 - (2) 前項に定める遅刻3回を欠席1回として取り扱う。
 - (3) 試験における遅刻の取り扱いは、試験開始30分以内とする。
 - (4) 交通機関延着に伴う遅刻については別途定める。
- 3 成績評価に関する異議について、次のとおり定める。
 - (1) 各科目の成績評価について、異議を申し立てることができる。
 - (2) 異議申し立てに関する手続きについては、別途定める。
- 4 進級・卒業判定について
 - (1) 進級・卒業判定は、医学部教授会で行う。進級にあたっては、1学年から4学年の講義については、各科目・コースの2/3以上に出席し、全科目・コースの成績評価を受けなければならない。1学年から6学年の実習については、原則としてすべてに出席し、評価を受けなければならない。欠席した場合は必ず届出を提出し、正当な欠席と認められた場合は、科目責任者に欠席分の実習を補う内容（補講・レポート等）を課してもらい欠席を補わなければならない。
 - (2) 合格・進級・卒業判定の基準は次のとおりとする。
 - ① 各科目・コースの成績評価は100点満点で行い、60点以上を合格とする。ただし、前学年不合格科目の成績評価は80点満点で行う。なお、共用試験CBT（Computer Based Testing）、共用試験OSCE（Objective Structured Clinical Examination＝客観的臨床能力試験）の成績評価は、全国医学部長病院長会議等が示す全国基準を参考に評価する。また、クリニカル・クラークシップ総合試験（中間試験を含む）、卒業試験の成績評価は総合評価にて行う。診療参加型臨床実習後OSCE（以下「Post-CC OSCE」という。）の成績評価は絶対評価を用いて行う。
 - ② 本学が定めるディプロマ・ポリシー、成績の評価に付与するGP（Grade Point）及びGPA（Grade Point Average）に加え、クラスアドバイザー及びメンター等が記録した学生への助言、指導等記録等をもとに、学習・生活態度等も加味したうえで判定を行う。
 - ③ 第1学年においては、第1学年所定の13科目のうち、12科目以上に合格し、13科目の平均点60点以上を進級可とする。なお、その他、総合人間医学(1)、物理学実験、化学実験、生物学・分子生物学実験、情報処理実習、シミュレーション／コミュニケーション実習、セミナー科目（2コース以上）の合格は必須とする。
 - ④ 第2学年においては、前学年所定科目の不合格科目と、第2学年所定の11科目のうち10科目以上に合格し、11科目の平均点60点以上を進級可とする。なお、総合人間医学(2)の合格は必須とする。
 - ⑤ 第3学年においては、前学年所定科目の不合格科目と、第3学年所定の15科目・コースのう

ち14科目・コースに合格し、全科目・コースの平均点60点以上を進級可とする。なお、総合人間医学(3)の合格は必須とする。

- ⑥ 第4学年においては、前学年所定科目の不合格科目と、第4学年所定の16コースのうち15コース並びに共用試験（CBTと診療参加型臨床実習前OSCE（以下「Pre-CCOSCE」という。）に合格し、全コースの平均点60点以上を進級可とする。なお、総合人間医学(4)の合格は必須とする。
- ⑦ 第5学年においては、前学年所定科目の不合格科目に合格した上で、クリニカル・クラークシップ総合試験（中間試験を含む）に合格すること、また、ローテーション型のクリニカル・クラークシップ実習科目及び社会医学実習の全ての科目において実習点60点以上で合格しなければならない。ただし、「ローテーション型のクリニカル・クラークシップ実習科目(23科目)」、「社会医学実習」の合計24科目のうち、1科目不合格は進級可とする。
- ⑧ 第6学年においては、前学年所定科目の不合格科目に合格した上で、Post-CCOSCE、卒業試験①②③（内、卒業試験②は、第6学年所定の臨床23科目の卒業試験に相当する）に合格し、集中型のクリニカル・クラークシップ実習の全ての科目において実習点60点以上を卒業可とする。
- ⑨ 第1学年から第6学年までの基準をまとめたものは別表のとおりとする。

(3) 成績の評価に付与するGP (Grade Point) 及びGPA (Grade Point Average) については、別に定める。

5 各科目の試験は、次のとおり行う。

- (1) 科目・コースの試験においては、試験施行日までの当該科目全授業時間（実授業時間数とし、休講時間数は含まない）の1/3を超えて欠席した学生は、欠席届を提出することにより本試験の受験は認めるが、別に定める手続きを経たうえで再試験受験対象者とする。
- (2) 前項の学生のうちやむを得ない事由（表Ⅰ・Ⅱ）によって認められた者に限り、再試験或いは追試験を受けることができる。

表Ⅰ

対象となる欠席事由	「欠席届」に添付すべき証明書・文書等
1 病気・ケガ（本人）	(1) 診断書又は(2) 氏名・通院日明記の領収書等
2 出産	(1) 「出生届」又は(2) 「出産証明書」
(1) 本人（産前6週間・産後8週間）	
(2) 配偶者（2日）	
3 忌引	(1) 欠席日を確認できる会葬御礼又は(2) 死亡を確認できる公的証明書等
(1) 父母・配偶者・子（5日）	
(2) 祖父母・兄弟姉妹（2日）	
4 交通事故、非常災害（本人）	交通事故証明書、被災証明書
5 公共交通機関の不通	当該公共交通機関発行の不通証明書
6 親族の看護	被看護者の診断書
7 その他斟酌すべき事由	講座主任と教務部長が協議の上可否を決定する。

尚、表Ⅱによる欠席の場合は、公認欠席とする。

表Ⅱ

対象となる欠席事由	「欠席届」に添付すべき証明書・文書等
1 学校保健安全法施行規則第18条に基づく第一種・第二種・第三種感染症による出席停止	診断書
2 裁判員制度による裁判員及び裁判員候補者に選任された場合	裁判所からの通知書

(3) 1/2以上欠席した学生の扱いは、別に定める。

(4) 第5学年におけるクリニカル・クラークシップ総合試験（中間試験を含む）、第6学年における卒業試験、Post-CCOSCEの受験資格は、各学年の全科目・コースの受験資格を

有する者に認める。ただし、卒業試験②においては、上記に加え第6学年所定の25科目の全授業時間（実授業時間数とし、休講時間数は含まない）の1/3を超えて欠席した学生は、当該試験の受験資格が認められない。

(5) 試験中不正行為を行った者に対しては直ちに退場を命じ、当該学年において既に受験した科目についてはこれを無効とし、残りの科目については受験を許可しない。

6 再試験及び追試験について

(1) 疾病又は事故などやむを得ない事由（表Ⅲ）により受験できない場合は、試験開始の日時までその旨届け出なければならない。ただし、再試験を伴う試験のみとし、試験欠席届に下記一覧に記載された証明書・文書を添えて試験日から5日以内に医学部事務部教務課へ提出し、受験の可否を受けるものとする。

表Ⅲ

追試験の対象となる欠席事由	「試験欠席届」に添付すべき証明書・文書等
1 病気・ケガ（本人）	(1) 診断書又は(2) 氏名・通院日明記の領収書等
2 出産	(1) 「出生届」又は(2) 「出産証明書」
(1) 本人（産前6週間・産後8週間）	
(2) 配偶者（2日）	
3 忌引	(1) 欠席日を確認できる会葬御礼又は(2) 死亡を確認できる公的証明書等
(1) 父母・配偶者・子（5日）	
(2) 祖父母・兄弟姉妹（2日）	
4 交通事故、非常災害（本人）	交通事故証明書、被災証明書
5 公共交通機関の不通・遅延	当該公共交通機関発行の不通・遅延証明書
6 親族の看護	被看護者の診断書
7 学校保健安全法施行規則第18条に基づく第一種・第二種・第三種感染症による出席停止	診断書
8 裁判員制度による裁判員及び裁判員候補者に選任された場合	裁判所からの通知書
9 その他斟酌すべき事由	講座主任と教務部長が協議の上可否を決定する。

(2) 前項の届出をなし、認められた者については追試験を行う。

(3) 試験に不合格の場合は、再試験を行うことがある。

(4) 再試験の点数は最高点を60点、追試験の点数は最高点を80点とする。ただし、裁判員制度による裁判員及び裁判員候補者に選任された場合、学校保健安全法施行規則第18条に基づく第一種・第二種・第三種感染症による出席停止の場合の追試験の点数は、公認欠席扱いと見なし、最高点を100点とする。

(5) 追・再試験受験者は「追・再試験受験願」を、その試験前日（ただし、土曜日を除く）の12時50分までに医学部事務部教務課へ提出しなければ当該科目の追・再試験を受験することができない。

(6) 再試験を受験する場合は、1科目・コースにつき5,000円の再試験料を徴収する。

(7) 卒業試験、クリニカル・クラークシップ総合試験（中間試験を含む）の再試験並びに追試験は実施しない。

(8) 再試験及び追試験は、原則として1回限りとする。

(9) 追試験の再試験、再試験の追試験は実施しない。

7 留年者の履修について

(1) 留年者は、当該学年の全科目・コースの授業科目を再履修し、成績の再評価を受けなければならない。ただし、留年の結果、当該学年に医学部履修修了認定に関する細則（平成30年度以降入学者）に定める科目が適用されている場合は、本細則に定めるところとする。

(2) その他、カリキュラム改編に伴い、当該学年の所定の科目以外に学長が特に教育上必要と認められた科目については、履修し、評価を受けなければならない。

- (3) 前項、前々項によらずして、6学年は別に定める。
- 8 各学年の所定の科目、所定のコース、必須試験、その他の科目は次のとおり定める。
- (1) 第1学年所定の13科目：
健康科学、数学（医学応用への橋渡し）、生命科学への物理学、生物有機化学（生命現象理解のために）、生物学（基礎医学への準備）、分子生物学（分子の世界から医学へ）、心理学、対人コミュニケーション学、人文・社会から見た医療、Human Biology、医学英語ⅠA、医学英語ⅠB、医学英語ⅠC
その他必修科目：
総合人間医学（1）、物理学実験、化学実験、生物学・分子生物学実験、情報処理実習、シミュレーション／コミュニケーション実習、セミナー科目
- (2) 第2学年所定の11科目：
解剖学（1）、解剖学（2）、生理学（1）、生理学（2）、医化学、免疫学、微生物学、医動物学、実験病理学、臨床病理学、医学英語Ⅱ
その他必修科目：総合人間医学（2）
- (3) 第3学年所定の15科目・コース：薬理学、衛生学、法医学、医学英語Ⅲ、医療情報学、配属実習、感染症コース、外科総論コース、呼吸器コース、精神・行動コース、全人的医療・行動科学コース、神経コース、循環器コース、周産期・生殖器コース、小児の成長・発達コース
その他必修科目：総合人間医学（3）
- (4) 第4学年所定の16コース：
消化器コース、腎尿路コース、血液・移植コース、臨床腫瘍学コース、眼・視覚コース、耳鼻咽喉・頭頸部外科コース、救急・中毒コース、麻酔・集中治療コース、皮膚コース、免疫・膠原病・アレルギーコース、社会医学コース、臓器再建外科・再生医療コース、運動器コース、リハビリテーション・地域包括医療コース、内分泌・代謝コース、診断学コース
その他必修科目：総合人間医学（4）
- (5) 第4学年必須試験：共用試験CBT、Pre-CCOSCE
- (6) 第5・6学年クリニカル・クラークシップ実習科目：
内科学（1）、内科学（2）、内科学（3）、心療内科学、神経内科学、精神神経科学、小児科学、外科学、心臓血管外科学、呼吸器外科学、脳神経外科学、整形外科学、リハビリテーション医学、形成外科学、皮膚科学、腎泌尿器外科学、眼科学、耳鼻咽喉科・頭頸部外科学、放射線科学、産科学・婦人科学、麻酔科学、病態検査学、救急医学（以上、第5・6学年）、総合診療科、天満橋総合クリニック（以上、第6学年のみ）
社会医学実習（第5学年のみ）、学外選択臨床実習（第6学年のみ）
- (7) 第5学年必須試験：クリニカル・クラークシップ総合試験（中間試験を含む）
- (8) 第6学年所定の25科目：
内科学（1）、内科学（2）、内科学（3）、心療内科学、神経内科学、精神神経科学、小児科学、外科学、心臓血管外科学、呼吸器外科学、脳神経外科学、整形外科学、リハビリテーション医学、形成外科学、皮膚科学、腎泌尿器外科学、眼科学、耳鼻咽喉科・頭頸部外科学、放射線科学、産科学・婦人科学、麻酔科学、病態検査学、救急医学、衛生学、公衆衛生学
- (9) 第6学年必須試験：Post-CCOSCE、卒業試験
- (10) 第4条第2項第2号に定める学習・生活態度等の評価を加味する。

附 則

本細則は、平成25年度1・2・3・4・5・6学年より適用する。

附 則（平成26年4月1日）

本細則は、平成26年度1・2・3・4・5・6学年より適用する。

附 則（平成27年4月1日）

本細則は、平成27年度1・2・3・4・5・6学年より適用する。

附 則（平成28年4月1日）

本細則は、平成28年度1・2・3・4・5・6学年より適用する。

附 則（平成29年4月1日）

本細則は、平成29年度1・2・3・4・5・6学年より適用する。

附 則（平成30年4月1日）

改正

平成31年4月1日第9121号

- 1 本細則は、平成30年度2・3・4・5・6学年より適用する。ただし、平成30年度2学年で前学年不合格科目がある場合は、医学部履修修了認定に関する細則（平成30年度以降入学者）に定める科目ではなく、本細則に定める科目による進級試験によって、成績評価を受けるものとする。
- 2 平成30年度6学年のうち、本学が指名する学生については、第7条に定める6学年所定の科目、必須試験に加え、別に定める臨床医学演習（2）を受講する。

附 則（平成31年4月1日）

- 1 本細則は、平成31年度3・4・5・6学年より適用する。ただし、平成31年度3学年で前年不合格科目がある場合は、医学部履修修了認定に関する細則（平成30年度以降入学者）に定める科目ではなく、本細則に定める科目による進級試験によって、成績評価を受けるものとする。
- 2 平成31年度6学年のうち、本学が指名する学生については、第7条に定める6学年所定の科目、必須試験に加え、別に定める臨床医学演習（2）を受講する。

附 則（平成31年4月1日第9121号）

本細則は、令和元年度3学年、令和2年度4学年に適用する。令和元年度3学年、令和2年度4学年の学生が留年した際、履修すべき科目が次年度にカリキュラム改編の関係で受講できない場合、当該講義科目については試験のみ実施し、成績評価を受けるものとする。

附 則（令和2年4月1日第9185号）

改正

令和3年4月1日第9377号

本細則は、令和2年度4・5・6学年より適用する。

附 則（令和2年4月1日第9248号）

本細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日第9377号）

改正

令和3年6月7日第9417号

- 1 本細則は、令和3年度5・6学年より適用する。
- 2 令和3年度6学年のうち、本学が指名する学生については、第7条に定める6学年所定の科目、必須試験に加え、別に定める臨床医学演習（2）を受講する。
- 3 令和2年度6学年のうち、本学が指名する学生については、第7条に定める6学年所定の科目、必須試験に加え、別に定める臨床医学演習（2）を受講する。ただし、この適用については、令和2年4月1日とする。

附 則（令和4年4月22日第04—21号）

- 1 本細則は、令和4年度6学年より適用する。
- 2 令和4年度6学年のうち、本学が指名する学生については、第7条に定める6学年所定の科目、必須試験に加え、別に定める臨床医学演習（2）を受講する。

別表

学年	所定の科目・コース	所定の科目・コース数	合格必要科目・コース数	進級可能な不合格科目数	合格必須科目	備考
1学年	科目： 健康科学、数学（医学応用への橋渡し）、生命科学への物理学、生物有機化学（生命現象理解のために）、生物学（基礎医学への準	13	12以上	1	●総合人間医学（1）●物理学実験、化学実験、生物学・分子生物学実験、情報処理実習、シ	●13科目 平均60点以上

	備)、分子生物学 (分子の世界から医学へ)、心理学、対人コミュニケーション学、人文・社会科学から見た医療、Human Biology、医学英語 I A、医学英語 I B、医学英語 I C				ミュレーション/コミュニケーション実習 ●セミナー科目(2科目)	
2 学年	科目： 解剖学(1)、解剖学(2)、生理学(1)、生理学(2)、医化学、免疫学、微生物学、医動物学、実験病理学、臨床病理学、医学英語 II	11	10以上	1	●前学年不合格科目 ●総合人間医学(2)	●11科目 平均60点以上
3 学年	科目： 薬理学、衛生学、法医学、医学英語 III、医療情報学、配属実習 コース： 感染症コース、外科総論コース、呼吸器コース、精神・行動コース、全人的医療学コース、神経コース、循環器コース、周産期・生殖器コース、小児の成長・発達コース	15	14以上	1	●前学年不合格科目 ●総合人間医学(3)	●13科目(合否科目除く)・コース平均60点以上 ※合否科目： 医療情報学、配属実習
4 学年	コース： 消化器コース、腎尿路コース、血液・移植コース、臨床腫瘍学コース、眼・視覚コース、耳鼻咽喉・頭頸部外科コース、救急・中毒コース、麻酔・集中治療コース、皮膚コース、免疫・膠原病・アレルギーコース、社会医学コース、臓器再建外科・再生医療コース、運動器コース、リハビリテーション	16	15以上	1	●前学年不合格科目 ●共用試験(CBTとPre-COSCE) ●総合人間医学(4)	●16コース平均60点以上

	ン・地域包括医療コース、内分泌・代謝コース、診断学コース					
5 学年	実習科目： 内科学（1）、内科学（2）、内科学（3）、心療内科学、神経内科学、精神神経科学、小児科学、外科学、心臓血管外科学、呼吸器外科学、脳神経外科学、整形外科学（リハビリ含む）、形成外科学、皮膚科学、腎泌尿器外科学、眼科学、耳鼻咽喉科・頭頸部外科学、放射線科学、産科学・婦人科学、麻酔科学、病態検査学、救急医学 社会医学実習	23	22以上	1	<ul style="list-style-type: none"> ●前学年不合格科目 ●中間試験 ●クリニカル・クラークシップ総合試験 	<ul style="list-style-type: none"> ●ローテーション型クリニカル・クラークシップ実習22科目と社会医学実習のすべての科目で実習点60点以上
6 学年					<ul style="list-style-type: none"> ●前学年不合格科目 ●P o s t — C C O S C E ●卒業試験 ●集中型クリニカル・クラークシップ実習すべての科目で実習点60点以上 	